平成２３年（フ）第２３９号
兵庫県川西市東畦野山手２丁目５番22号
債務者　和田由紀夫
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３４号
愛媛県南宇和郡愛南町赤水302番地３
債務者　児島　嘉行
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１６２号
神戸市西区水谷３丁目５番20　サンビレッジ中村Ｃ棟206号、旧住所神戸市西区丸塚２丁目13番５号
債務者　ワンズマーケットこと　小林　伸幸
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１号
岩手県宮古市河南１丁目75番地54　ミルフルール203号室
債務者　舘洞　毅謙
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２３８号
北海道山越郡長万部町字国縫44番地
債務者　五十苅初男
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
北海道山越郡長万部町字国縫44番地
債務者　五十苅邦子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９号
函館市湯川町２丁目27番10号
債務者　中西　久美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
岐阜県大垣市築捨町４丁目19番地３
債務者　池田　　哲
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
三重県伊勢市船江１丁目８番７号　テカポ湖202
債務者　馬瀬　文子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
三重県伊勢市本町15番11号
債務者　赤澤　功史
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
三重県伊勢市本町15番11号
債務者　赤澤　千恵
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２０８５号
埼玉県川口市戸塚３―29―16　キャッスル富士101号、住民票上の住所埼玉県川口市大字石神1750番地の33
債務者　高畑　惠子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
埼玉県川口市大字芝4809番地　イワセハイツ203号室
債務者　濵中　聡子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６５９号
さいたま市見沼区大和田町２丁目764番地エスポワール大和田201号
債務者　中山　正明
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６６０号
さいたま市見沼区大和田町２丁目764番地エスポワール大和田201号
債務者　中山美穂子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０７号
埼玉県戸田市下前２丁目９番14号　コーポ諏訪301号室
債務者　滝澤　　歩（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３０号
埼玉県川口市大字石神644番地の16
債務者　名越　　司
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係